

令和2年6月1日

小松市国際交流協会  
通訳タブレット貸出規約

1. 目的

この規約は、小松市国際交流協会（以下「当協会」といいます）が保有する通訳タブレットの無償貸し出しについて定めることを目的とします。

2. 貸出の範囲

外国人住民と円滑なコミュニケーションを図り、外国人住民が社会参加しやすいまちづくりに取り組む活動を行っている次に掲げる団体等とします。（以下「利用者」といいます）

- (1) 町内会
- (2) ボランティア団体、市民活動団体、NPO 団体
- (3) 国や地方公共団体が運営・管理する諸施設
- (4) 小・中学校、高等学校、専門学校、短大・大学

3. 貸出の制限

通訳タブレットは次の事項に該当する場合は貸し出しをしません。

- (1) 興行的利益を目的として使用するとき
- (2) 特定の宗教・宗派または政治的活動を目的として利用するとき

4. 貸出の手続き

予約貸出を原則とします。貸出希望の場合は、予約状況を確認のうえ別紙「通訳タブレット借用申込書」に必要事項を記入し、借用日の1週間前までに下記に申し込んで下さい。

【申込場所】 住所：小松市小寺町乙 80-1 こまつまちづくり交流センター内  
電話：0761-21-2226 FAX：0761-21-2432  
✉：kia@tvk.ne.jp

5. 返却

必ず返却予定日までに当協会へ返却してください。やむを得ず、期日までに返却できない理由が発生した場合は、その旨速やかに当協会へご連絡ください。

6. 弁償

利用者は通訳タブレットを故意または過失により故障・紛失・破損した場合、当協会が加入する「故障紛失サポート with AppleCare Services」

(<https://www.au.com/content/dam/au-com/extlib/iphone/service/warranty->

4yrs/pdf/applecare\_service.pdf) に沿って修理費用等原状回復にかかる費用を請求させていただきます。万一、トラブルが発生した場合は速やかにご連絡ください。

## 7. 損害

通訳タブレットの使用にて生じた利用者への損害は、いかなる場合でも当協会では責任を負いません。また、利用者が、本規約の一部に違反した場合、もしくは通訳タブレットの貸出に関連して利用者の責任により、当協会に損害が生じた場合は、その損害を請求させていただきます。

## 8. その他

- ①本規約について当協会は、利用者の承諾なしに更新することができるものとします。その場合、当協会が適当と判断した方法により、適宜利用者に告知するものとします。
- ②本規約について定めなき事項または、本規約の解釈に疑義が生じた場合には、当協会と利用者は誠意をもって協議し、これを解決するものとします。